

第 28 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 10 月 5 日（水）午後 1 時 00 分から
議案第 1 号関係現地調査
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
- 議案第 1 号 農地審議 農業振興地域整備計画の
変更申請について
- 議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条関係
(所有権移転) について
- 議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
- 議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
- 議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
- ①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値と
利用意向調査について
- ②農地利用調整会議について
- ③第 7 回農業員会大会における要請決議（素案）
に対する意見について
- ④農地買受け借受け希望について
- ⑤農地貸付け売渡し希望について
- ⑥その他
- 5 その他
- ①農政情報
- ②当面の日程について
- ③その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐澤喜廣	丸山芳雄
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から第28回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
高木会長	会長挨拶
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐澤喜廣委員と丸山芳雄委員を指名します。</p>
議長	<p>1 報告事項</p> <p>報告事項①農地法第3条の3の規定による届出について、報告事項②農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>1件 1筆</p>
議長	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p> <p>1件 5筆</p> <p>報告事項①、番号4-28は資料の備考に被相続人とありますが、相続ですか。</p>
事務局	<p>すみません。相続ではなく時効取得となりますので、資料の訂正をお願い致します。</p>
議長	<p>分かりました。では、報告事項①・番号4-28について、質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	(特になし)
議長	<p>では、質問等なければ、報告事項①、番号4-28について、受理と致します。</p>
委員一同	<p>報告事項②に移ります。借受人の[]が耕作不便のために返却するというこのようです。貸出人の[]、担当地区の丸山委員さんも情報を受けて借受人を探しているとのことですが、ご意見・質問ございますか。</p>
議長	<p>(特になし)</p> <p>はい。では、質問やご意見ないようですので、報告事項②・番号4-14についても受理といたします。</p> <p>続いて、報告事項③・公共工事に伴う農地の一時使用届について、事務局</p>

事務局	より説明をお願いします。 ③公共工事に伴う農地の一時使用届について説明。 1件 1筆
議長	こちらは私も説明を受けていますが、飯田線の田畑駅の西側になります。高さ50mほどの段丘がありまして、そこが段々崩れてきているということで公共工事が入っています。その工事の資材置き場や現場事務所、重機の駐車場として使用するということであります。毎年、この時期に行われている工事で特に問題はないかと思いますので報告しておきます。何か質問等ございますか。
委員一同 議長	(特になし) ないようでしたら、報告事項③の案件も受理といたします。 報告事項は以上となります。
議長	2 議事 議案第1号 農地審議 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 1件 1筆
議長	内容は以上の通りです。南殿地区ですので、地元の唐木義秋委員からの説明をお願いします。
唐木義秋委員	先ほど現場でご説明させていただいた通りであります。ひとつ問題があるとすれば、今回の除外申請地と、南側の既に除外地となっている土地との間が空くということですが、先ほどの事務局説明に従えば可能であるというように判断して良いと思っております。周辺農地への影響も軽微であり、特に問題はないように感じていますので、ご審議のほど、お願いいたします。
議長	皆さんからのご意見・ご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。今、唐木委員からの説明にもありましたが、土地の間が空いて農地が残るという事ですが、農振地域の場合、端から順に行っていかなければならないという縛りのようなものはあるのでしょうか。
事務局	本来ですと農地が農地として使用しやすいようにしてもらいたいという気持ちはありますが、申請地の南側の土地を残すことで、所有者 [REDACTED] やご家族がその土地を今後使用したいときに使用できる、という考え方もできるのではないかと思います。その意図や今後の計画、どのような申請がされるのかは分かりませんが、現段階では、間の土地を農地として使うという事であれば特に問題はないかと思います。
唐澤喜廣委員	本来は、土地続きにしなければならない、順を追って転用していかなければならない、という法律などはあるのですか。
事務局	特に法律上での縛りのようなものはありません。土地が空くことによって

	<p>農作業に影響があったり、農地として適さなくなるような状態にならない、他の農地を妨げないようになっていけば、問題ないということだと思います。</p>
議長	<p>前回、南側の土地の除外申請が通っています。その北側の土地となります。集落接続もされていて、1種農地であり、一般住宅の建設という事で、農地法をクリアしていると思います。この案件について、可とされる方の挙手をお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員の賛同をいただきました。従いまして、この案件については「除外やむなし」という事で農振協議会の方へ進めてまいりたいと思います。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号に移ります。議案第2号・農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 1件 1筆</p>
議長 唐澤喜廣委員	<p>この案件については、唐澤喜廣委員からの説明をお願いします。 事務局からの説明の通りですが、経緯をお話ししますと、譲渡人の■■■■は現在、■■■■です。■■■■されており、■■■■この土地についての状況や経過をご存じない状態で土地を売却したいという話になりました。こちらの土地はずっと親御さんの時代から譲受人の■■■■が耕作されており、賦課金等についても■■■■が負担してきた形です。そのような経過の中で■■■■話をされ、今後も同様に■■■■耕作できるよう、贈与による所有権移転ということになった案件でありますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>今、説明のあった通りでございますが、贈与税も問題ない額かと思えます。皆さんからのご意見・ご質問はございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、この議案第2号・番号4-10の案件、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第2号の案件を可といたします。</p>
議長	<p>続いて議案第3号に移ります。農地審議 農地法第5条関係についてを議案といたします。</p>
事務局	<p>事務局からの説明をお願いします。 朗読 上程 5件 9筆</p>

<p>議 長</p> <p>伊藤篤委員</p>	<p>では、1件ずつ審議をいたします。まず、1番の案件について、伊藤篤委員からの説明をお願いします。</p> <p>場所は、北殿駅のすぐ南側、駅利用者の駐車場の隣となります。譲渡人の[]は、この土地を相続で引き継いで耕作していましたが、隣接する土地を通らなければいけない状況でした。譲受人の[][]駐車場がないという事で、[]話し合ったところ、今回の申請地が駐車場にちょうど良いということになり、土地を手放すというような状況になったものです。</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>手前の、申請地の北側の土地が[]。分かりました。皆さん、ご意見・質問、ありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ありませんか。それでは、この案件を可とします。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第3号・1番の案件を可といたします。</p> <p>続いて2番の案件に移ります。ソーラー発電施設の案件です。伊藤篤委員の説明をお願いします。</p>
<p>伊藤篤委員</p>	<p>場所は北殿駅から上がってくる通学路を東に入ったところになります。譲渡人の[]、この場所は入り口が1.5m程度と狭く、軽トラックも入りにくいような状況で、大型機械による耕作がメインとなっている昨今では耕作がしにくい状態でした。他に有効な利用方法がないかと模索していたところ、ソーラー発電の会社の方から利用したい旨の提案があり、[]承諾したという状況です。周辺住民への説明は個々に行うようで、現在、発電会社の広報の方が各戸に回って承諾を得ている最中だということですが、この委員会当日も確認したところ、まだ終わっていないようです。</p>
<p>議 長</p> <p>唐澤喜廣委員</p>	<p>皆さんからの質問・ご意見はございますか。</p> <p>農地のままならば問題はないと思うが、農地ではない状況にすることに、周辺の方たちはどのように言っているのですか。</p>
<p>伊藤篤委員</p>	<p>その点については、ソーラー会社で説明している中で、反対している方もいらっしゃるかと聞いています。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>農業委員会としては、周囲の農地に大きな支障がなければ問題ないとも言えますが、村の方ではガイドラインなどがありますか。</p> <p>太陽光発電に関しては住民環境課の方でガイドラインを定めています。今、伊藤委員からありましたように住民の同意が必要になってくるというものですが、あくまでガイドラインで法令ではありませんので、周辺住民の同意を得てくださいというお願いレベルになります。それによって、村の方から設備設置をやめなさいという指導や措置はできません。そこから一歩踏み込んだ形の条例化というものも考えているところではありますが、現</p>

議 長	状はあくまでもガイドラインに沿ってくださいという形になります。
事務局	許可できない理由というものは、何か考えられますか。農地法に照らし合わせて、これはダメですという条件などはありますか。
議 長	他の転用の場合も同様ですが、基準に照らし合わせて、周りの農地に与える影響が大きいとか集約を妨げるなどの状況であれば不許可の理由にはなりますが、基準を全部クリアしていれば「許可」ということになると思います。
伊藤篤委員	崖の上でもありますし、特に周りへの影響はないように見えますが。傾斜地に建てる訳ではないですね。
議 長	傾斜地ではないです。
唐澤喜廣委員	崖崩れなどの問題も、特になさそうな場所ですが……。他に心配なことなど、皆さんからご意見ございますか。
議 長	地域住民への説明がまだ済んでいないとの話がありましたが、反対されている住民もいる中で、先に農業委員会で「許可相当」としてしまっただけなのか、心配な部分はあります。
伊藤篤委員	加えて、周りが住宅地であれば農業委員会として意見を出す立場ではないですが、周辺農地への影響がありそうなのであれば、その点も心配ですね。土地の南側と西側に農地がありますが、その所有者の方が反対なのか賛成なのか、どのような判断をされているのか、そこまではまだ聞いていません。
議 長	パネルの高さは、そこまで高いものではないですね。
伊藤篤委員	一般的な、2m程度のものだと思います。
議 長	農地の日当たりが悪くなるという様子でもなさそうですね。周辺の住民から日当たりや逆に眩しいなどのクレームが農業委員会に入ったこともありました。その点は農業委員会で判断することではないですが。
事務局長	「農業委員会で許可したから」という点を前提にして住民に説明された場合を皆さん心配されているのであろうと感じていて、そのお気持ちも十分理解できます。ただ、農地転用の条件は今のところクリアできています。
議 長	本来ならば、先に住民の同意を取ってから農業委員会に許可申請していただければ良いのですが。
伊藤篤委員	説明を受けたときに住民への周知と同意を取っているかの確認をしたのですが、終わっていないとの返事だったので、今日の審議までには終えていただくよう依頼はしました。ですが、出掛けに確認したところ、まだ、できていないとの返事でした。
議 長	仮に農業委員会で許可したあとに、地域の住民からの反対で事業が出来なくなった場合は、許可を取り消すという条件を付けることは可能なのか。もしくは、否としておいて、もう一度、住民への説明と同意を得てから再審議とすることは可能ですか。
事務局	ソーラー発電施設の設置について、条例などの強制力があるものがあれば、

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>住民同意などが必要ですよということを許可条件にすることは可能かもしれませんが、ガイドラインの状態、住民同意が取れていないことを不許可の判断材料にすることは、少々、危険かと思えます。農業委員会としては、転用に関して隣接農地の同意を得る必要はないということになっていますし、村のガイドラインはあくまでガイドラインなので、それをどこまで加味するかという部分が難しい判断になるかと思えます。</p> <p>保留にして来月の審議とする訳にもいかないようですので、ここで可とするか否とするか採決を行う必要があります。</p> <p>本案件について、担当の住民環境課に進捗等の確認をさせていただきますので、一旦、審議の中断をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>唐木義秋委員</p>	<p>※事業の進捗・申請状況について担当課の住民環境課に確認をとるため、一旦、議案第3号・2番の案件の審議を中断し、続く議案について、先に審議を実施。</p> <p>それでは、議案第3号・3番の案件と4番の案件については1件ずつ審査しますが、譲渡人が同じなので同時説明で良いかと思えます。唐木義秋委員からの説明をお願いします。</p> <p>場所は、役場のすぐ東側のところで、2件は連続した土地です。隣は以前に審議いただいた土地ですし、周りはずでに家が建っているので、特に問題はないかと思えます。ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p>	<p>では、3番の案件、4番の案件は繋がっている土地ですので、併せて質問・ご意見ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p>	<p>質問等ないようですので、3番の案件を可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p>	<p>それでは、3番の案件を可といたします。</p> <p>続いて、4番の案件についても、ご意見等なければ可としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>伊藤良夫委員</p>	<p>では、4番の案件についても、可といたします。</p> <p>続いて、5番の案件に移ります。この案件については、伊藤良夫委員からの説明をお願いします。</p> <p>場所は、国道361号線と広域農道の交差点、中の原の信号を少し西に上がり、さらに南に入ったところです。西側と北側にすでに住宅が建ち、南側は伊那市となります。2種農地になりますが、これだけ住宅が建ち並んでいけば問題ないかと思えますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明の通りであります。消極的2種農地で位置的代替性がない場合となっております。質問・ご意見ありますでしょうか。</p>

委員一同 議 長	(特になし) 特にならなければ、この案件も可といたしますが、よろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) では、5番の案件を可といたします。議案第3号は以上となります。
議 長	続きまして、議案第4号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程 11件 24筆
議 長	説明のあった通りですが、質問・ご意見ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) ないようでしたら、この案件、11件24筆全てを可といたしますが、よろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。では、議案第4号、番号4-60から番号4-70についてを可といたします。
議 長	では、続いて議案第5号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議案といたします。
事務局	朗読 上程 3件 5筆
議 長	はい。番号4-71は [REDACTED]、唐澤喜廣委員からの説明 はありますか。
唐澤喜廣委員	ありません。
議 長	番号4-71の案件、9月8日にあつせんが済んでおります。唐澤委員さん が立ち会っていただいたということで、こちらの案件は可としてよろしい でしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) それでは、番号4-71の案件を可といたします。 続いて番号4-72の案件、[REDACTED]。事務局と当事者で 9月15日にあつせんが済んでおります。こちら可としてよろしいでしょ うか。
委員一同 議 長	(異議なし) では、番号4-72の案件を可といたします。 続いて、番号4-73の案件になります。こちら [REDACTED] [REDACTED]のあつせんが9月15日に事務局と当事者間で執り行われておりま す。こちら可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	はい。では、番号4-73の案件を可といたします。
議 長 事 務 局	<p>※議案第3号・2番の太陽光発電施設の案件について、担当課の住民環境課から確認をとった内容について、事務局より報告。</p> <p>それでは、先ほど中断しました議案第3号・2番の案件について、審議を再開いたします。事務局からの説明をお願いします。</p> <p>住民環境課の担当に確認したところ、現在、この太陽光発電施設の建設に関しては、事前協議という段階で、これから本申請が行われるという状況です。本申請の中では、許可・不許可という事ではなく、事業として適当であるかどうか判断され、適当として認められれば「受理書」というものが交付されます。村のガイドラインの中では、本申請の際に近隣住民との調整が必要とされていますので、その点がクリアできていなければ受理書の交付はされない形となると思います。農業委員会の転用許可自体は必要にはなりますが、その許可が出ていることで住民への説明が不要になるということではありません。ガイドラインに沿った形で、住民への説明や同意を含めた必要なものを揃えて本申請を行い、適当と認められ、受理された段階で事業開始となるようです。</p>
議 長	本申請を出すときには、農業委員会の許可書をつけて出すということですか。
事 務 局	ガイドライン上には、その明記はありません。
議 長	最近、色々と太陽光発電については転用許可をすると反対意見が出てくるので慎重にはなりますが、議案となっている以上、農業委員会として許可・不許可を判断しなければなりません。
北爪秀夫委員	一点、よろしいでしょうか。これを農業委員会で可とした後、仮に受理書が出なかった場合には、その土地はどうなるのですか。
事 務 局	転用ができるまでは農地となりますので、農地として維持をしていただくこととなります。許可が一度出ていますので、太陽光ではない違う用途に使用する場合には、所有権移転がされていなければ許可の取消の審議が必要で、所有権が移っていれば、計画変更やまた新たな申請をしていただくような手続きになります。
唐木義秋委員	ガイドラインはあくまでもガイドラインで強制力はないように感じます。その認識の上で、農業委員会としては、太陽光施設を建設する場合にどのような基準で判断していくかということだと思います。その中で、周囲や農地への影響に配慮も必要で、その同意が取れているのかが判断のひとつだと思いますが、実際に反対されている人がいるのであれば、その理由をお聞きし、農業委員会としてその点を汲むべきなのかどうかを判断したらどうでしょうか。今のままでは、賛成か反対か判断できないので、その点を深掘りしてほしいと思っています。

議 長	ご意見、ありがとうございます。あくまでこれは3種農地ですので原則は許可なんですよね。太陽光発電はダメですなどとは言えない。農業委員会としての判断として「周囲の賛同が得られていなので許可できない」と言えるのかどうかポイントだと思います。
伊藤篤委員	以前にも似たような事例があったと聞いていましたので、今回も、必ず地域の方の同意を取ってほしいという事は伝えてあります。
征矢昌博委員	見たところ、周りの営農に影響はないと判断してもいいのかとは思いますが、その農地の所有者が「影響あり」と言ってきた場合に農業委員会の責任が問われてしまうので、少なくとも「周辺農地については所有者の許可をとった」という確認が必要かと思います。
議 長	転用にあたり、周辺農地の所有者の許可については、必要ないことになっています。
事務局	以前は許可を取っていましたが、現在は、隣接の農地所有者への同意は必要ないということになっています。農業委員会の中で審議して、その影響を判断していただくという事になります。立地基準としては、3種農地で用途地域内ですので原則は許可できるということになっていますが、一般基準として、1. 申請に係る用途に供することが確実と認められない場合、2. 周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れがあると認められる場合、3. 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがある場合、などが不許可の理由になるかと思います。また、市町村のガイドラインとも照らし合わせての判断が必要ということも研修段階で言われていますので、そのガイドラインの中で「近隣住民や隣接地権者・関係区への説明会を開催し、理解を得るものとする」という項目がありますし、経済産業省のガイドラインの中でも、市町村のガイドラインを守るようにとの明記があるようですので、農業委員会としては、条件として「ガイドラインを遵守すること」と、付け加えることでも良いのではないかと思います。
議 長 事務局	施設の規模については関係ないですか。 3,000 m ² 以上のものについては、農業委員会での許可後、農業会議の意見を求めることとなりますが、こちらの案件では、この農業委員会だけの審議となります。
議 長	今の説明などにあつた通り、農業委員会としては不許可とする条件がないので、村のガイドラインに沿って住民説明を行うよう、それをきちんと守っていただくように条件を付けるようにするしかないかと思います。他に ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	他にご意見がなければ、この案件を可とするか否とするか決めたいと思いますが、農業委員会としては「ガイドラインに沿ってこれからの計画を進めるように」との条件を付けて可とするという方の挙手をお願いいたしま

<p>委員一同 議 長</p>	<p>す。 (挙手全員) 挙手、全員ですね。いろいろと審議して勉強になりましたが、今後、この ような案件がありましたら、きちんと周辺住民の同意など必要なものは取 り揃えていただくよう、行っていただきたいと思います。</p>
<p>有賀晴彦委員</p>	<p>今後のことなのですが、このような太陽光案件の申請があった場合、住民 の同意が得られていないようなものについては事務局で受け付けないとい うことはできないのでしょうか。条件の揃った案件のみを審議するよう にできないでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>強制する形ではなく「地区説明会を済ませてきてください」というお願い をすることができれば良いですが。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>申請にあたり、近隣の同意というものは必要ない項目なので、それがな いからといって受理しないということではできませんが、今後、相談があ った場合には、村のガイドラインを案内し「住民への説明会が全て済んだ 後に申請してください」というような形で、事務局の方で指導をしていき たいと思います。農業委員さんの方でも、相談があった場合には同じよう に伝えていただくように、意思統一をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>どんな案件でも、農業委員さんに説明はするものなので、その時点で是非、 ガイドラインの遵守について伝えていただくようお願いできればと思い ます。 これで、議事については以上となります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3 協議事項 ①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値と利用意向調査について ・8月23日から26日の日程で実施した農地パトロールについて、9月20 日を締めとしてまとめた確定値を提示。令和4年の南箕輪村内の遊休農地 の確定値は、合計82筆、62,307㎡となった旨を説明。併せて、利用意向 調査の実施要項を説明。 ・利用意向調査の個別の案件については、事務局と委員それぞれにて対応 することで了承。</p>
<p>議 長</p>	<p>例年行っていることで、委員さんにはそれぞれご足労いただきますが、よ ろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>②農地利用調整会議について ・11月24日（木）午後7時から実施の農地利用調整会議について、事務 局で示した準備や実施内容についての協議を依頼。 ◆参加対象者について 説明資料の参加対象者の④にあります借受・買受希望申出者ですが、希望 面積30a以上の方という部分は必要でしょうか。現在はまだ、村としての</p>

唐澤喜廣委員	<p>農地の最低取得面積として30aが設定されていますが、来年はその部分が撤廃されますよね。</p> <p>30a以上の部分はなくして良いのではないですか。条件は付けない方が良いと思います。</p>
議 長 事 務 局	<p>これは参加者全員へ通知を出すのでしょうか。</p> <p>認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体の方々については登録のある方全員に送りますが、借受・買受希望者については、出欠をまず取って、出席を希望される方については地図をお送りする予定です。面積の条件付けについては悩んではいたのですが、軽い気持ちで農地を借りた後、そこが遊休農地になって荒らしてしまうなどのトラブルがあったこともあり、その点を踏まえています。</p>
伊藤篤委員 事 務 局	<p>家庭菜園の希望者にも声掛けはするのでしょうか。</p> <p>家庭菜園希望者については、小さな農地の貸付希望が出てきた時に個々に声を掛ければ良いかと思っていて、今回の農地利用調整会議の参加対象者にはしていません。</p>
議 長	<p>希望面積については、どうでしょうか。もう少し下げても、20aぐらいでも良いかと思いますが。</p>
有賀晴彦委員 渡邊健寛委員	<p>10aで良いのではないですか。</p> <p>情報を伝える場合には、なるべく公平に伝えるというのが必要ではないかと思います。あまり下限面積のようなものは設けない方が良いのではないのでしょうか。面積は小さいとしても、農地を紹介してほしいと依頼してきている訳ですので、基本的には通知はした方が良いと思います。</p>
松澤良行委員	<p>借受・買受希望者の中で、以前に借りた農地の耕作実績がなかったり耕作放棄をされているような方への通知はせずとも良いとは思いますが。事務局案の、事前に出欠の確認を取ることにについては賛成です。また、来年以降の話ですが、出席者には次回開催時の出席意向をお聞きし、出席しないということであれば次は送らない、というようなことでも良いのかなと思っています。そのような方には、また農地を借りたいと思った時点でまた申し出ていただく形にし、次回の参加意向が確認できれば、何年も前の希望者に対して毎年通知するというのは避けられるかと思っています。それ以外の認定農業者などについては、毎回、きちんと通知する形で良いと思います。</p>
唐木義秋委員 事 務 局	<p>今まで通りの方法で実施する形で良いと思うのですが、どこが問題なのか、条件付けをする理由をお聞きしたいのですが。</p> <p>地域に根付いてしっかりと耕作される方ならば良いのですが、以前にも、借りた土地を遊休農地にしてしまった、買った土地をすぐ別の方へ貸してしまったなどの事例があり。そのトラブルをなるべく事前に避けたいというのが、参加者の制限を設けようと思った理由です。</p>
唐木義秋委員	<p>では、そのような人には通知を発送しないようにし、調整会議の際には過</p>

松澤良行委員	去にあった事例を示し、不適格な行為は避けるように案内する。それが確認された場合には次回からは参加できない旨を説明すれば良いかと思いません。
議長	認定農業者や認定新規就農者などの方に集約化するというのは、村としては基本的な目的だと思いますので、その部分がある程度中心に考えるというのは、農業委員会としてもその方向で良いのではないかと考えています。どこまでの方にこの通知を出すか、ということですが、例え 10 a でも意欲のある人はいらっしゃるでしょうし、希望面積 30 a 以上の方を対象とするという部分は省いてしまって良いと思うのですが、いかがでしょうか。あとは、以前に農地を借りても実績が出ていないような方々ですが、地区担当の委員さんの方がご存じかと思しますので、それぞれに該当の人が適当なのかどうかを事務局と相談しながら通知をするかどうかを判断していただければと思います。面積については、条件を取り除くということで進めていただければと思います。
委員一同	(異議なし)
議長	◆農地のマッチングについて、[] より、[] の予算で土地を購入したいとの申し出があったが、予算のある希望者による独占状態になりかねない点について。 売買、貸借希望者同士の調整を行うのがこの会議の目的だとは思いますが、時間制限のある中で難しい部分もあります。皆さん、どのようにお考えでしょうか。
唐澤喜廣委員	初めての事例でもあり、特例として、[] へは事前に土地を紹介し、その土地は、調整会議の場では外してしまったらどうでしょうか。
議長	良い農地は [] の独占になってしまい、他の希望者が購入できないので、その点を考慮しなければなりません。
渡邊健寛委員	農地利用調整会議は行政としての活動であり、公平に行わなければならないものなので、事前に紹介するというのは違うのではないかと感じます。予算が 10 万円の人でも 1,000 万円の人と同じように、なるべく公平に扱うようにしてあげられたらと思います。
唐木義秋委員	そのまま耕作放棄地になるよりは [] に買ってもらう方が良いとは思いますが、耕作のやり方については、とても気になっています。買った以上はきちんと耕作をするように、農業委員会なり産業課でも指導する必要があるのではないかと考えていますし、渡邊委員の言う通り、特例にせず、公平に紹介するようにした方が良いと思います。
議長	利用調整会議の中で意見交換会の時間もありますので、その中で話す機会はあるかもしれませんが、言いにくい部分はありますよね。
唐澤喜廣委員 唐木義秋委員	面と向かって言うことは難しいかと思えます。 そのことはまた別にしても、[] だけに先に紹介する

議長	<p>というのは、やめた方が良いと思います。</p> <p>〇〇だけに先に紹介してしまうのは、この農地利用調整会議の意味がなくなってしまうですし、この会議の以前に契約してはいけないというようになっていましたね。</p>
事務局	<p>地図などの資料を送ったあと、希望の土地について事前に予約などはできないというルールにしています。</p>
唐澤喜廣委員	<p>たまたま南箕輪村ではこの11月に利用調整会議をやることになっていますが、この会議が全てではない。土地を借りるにしても買うにしても、この11月24日を待つ必要はない。もし本当に農業に携わりたくて土地を買う意思があるのであれば、地元の日常の活動の中で、今でもできる話です。いつでも役場に来て相談すれば良い。以前から提案していますが、ホームページなどでこういう土地がありますよとPRし、逆に日常から紹介していれば、このような調整会議は必要ない。なので、〇〇で土地を購入したいのであれば、この会議を待つ必要はないと私は思います。</p>
渡邊健寛委員	<p>待つ必要はないですけど、この会議があるのですから、わざわざ取って、先にお伝えすることはないのでは、ということです。一農業者の方や一企業に対し、特別扱いになるようなことはしない方が良いのではありませんか。この調整会議をやる以上は、皆さんが公平なスタートラインでやりましょうと、そう言いたいだけです。</p>
事務局	<p>〇〇へは、委員の皆さんもご存じの通り、個々ではあつせん会議を使って農地を買ったり集約したりという事を進めています。それ以外に、〇〇の予算があるので他の農地も集約して購入したい、との申し出があったということです。今後、農業委員会でも農地集約の任務が待っている訳ですので、それを見据えてどこかひとつのエリアにまとめて紹介するようなことをしていった方が良いのではないかと思います。利用調整会議は調整会議としてある訳ですが、その前に〇〇で土地を購入したいという意向をどのように汲み上げていけるのか、その点も並行して考えていただきたい形です。〇〇だけではなく、他の農業者の方も含め、こちらの土地は〇〇へ、〇〇の土地を別の農業者へというような組み替えをするなど、集積の目的も考慮した中で、全体的な視野で利用調整会議の位置づけを考えていただきたいと思っています。</p>
唐木義秋委員	<p>今後も農業者は減少し、農地を売りたい人は増えていくこの現状は変わらないと思いますので、可能な方にできるだけ農業を集約してやってもらいたいという気持ちは分かりますが、特定の人に情報が行くのではなく、WEB上で情報を公開して更新を常に行い、誰でも最新の情報が得られるような仕組みを作ってもらえれば、解決にも繋がるかと思っています。また、農</p>

議長	業委員会としての方向性、意思を示すことも必要かと感じました。 中々、購入してくれる人が少ないのは事実ですが、買いたい方は だけではないとも思いますので、農業委員会としてどんな方針を持っていくのかという話になると非常に難しくなりますね。
唐澤茂委員	毎月、農業委員会が出される買受・借受リストには希望地区がありますので、自分の担当エリアの情報が出た時には、その都度情報を提供しています。なので、その方たちにはアクションをもらえます。一方で売りたいという方には、賦課金などの負担もあるので、なるべく早く売りたい人の情報を買いたい人へ提供できるように、毎月のリストを見て希望を把握するようにしています。この調整会議まで待つようにしてしまうと、逆に意欲的な人が購入できないなどのデメリットも感じていますので、この毎月の紹介していただくデータをその都度、常に紹介するようにはしています。
有賀晴彦委員	通常の売買や貸借については、基本的に今まで困ったことや弊害などは感じていないので、あっせんをしたらそれにアクションを示してくれる人を買ってもらうようにしていくしかないと思います。農地集約については、通常の売買とは別の段階で、集約を目的とした話し合いをしていく必要があると思います。
征矢昌博委員	私も有賀委員と同意見で、集約はまた別の次元の話かと思います。利用調整会議は今まで通りに進めていき、もし が購入したとしても、その土地を別の方へ貸してもらおうようにもできるかと思えますので、集約についてはその次の段階で考えていくべきものかなと思っています。
議長	農業委員会としては次の段階へ進まなければいけないところはあります。農地集約について数値も設定されているので、それに向けては、また違う別の段階で考えなければならないもので、利用調整会議の中でやることは難しいと思っています。 で購入したとしても、売りたい人にとっては喜ばしいことで、今後、難しいことではありますが、最終的にそれをまとめていき基盤整備にも繋げていければと思います。農地利用調整会議については、地元の農業者が借りたいといえ、まずはそれを優先して進め、売りたいといえ、購入希望者も少ないので、最終的に へ相談するなどしていくしかないかと思っています。
唐木義秋委員	仰るとおりで良いかと思いますが、先ほどから話題にも出ているように、売買希望、貸借希望の土地の情報の公開をしたらどうでしょうか。
事務局	「農地ナビ」の方にはその情報の入力だけは済んでいまして、今後、農地ナビの見方の講習を行っていこうと思っています。また、この農地利用調整会議が終わった時点で、その後のデータをホームページで紹介しようと考えていますので、そこまでお待ちいただければと思います。
議長	日頃から、どんどん紹介を進めていくのが基本だとは思っています。 の土地購入については仕方ないこととも思いますので、今

有賀晴彦委員	<p>年はそのように進めていきます。</p> <p>◆貸出中の土地の売買について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則は契約満了日に引き渡したが、当事者同士の話し合いで調整。 <p>◆売買価格の公開について</p> <p>土地の状況もあり、良い土地とそうでない土地では価格が違ってくるので公開はしない方が良いかと思えます。事務局では聞かれた際にどう答えていますか。</p>
事務局	<p>紙ベースで公開している訳ではないですが、聞かれた際は、あっせんで公社で取引した南箕輪の実績としては、一坪あたり 1,000 円から 3,000 円の範囲内が多く、また個々の取引では贈与の場合もありますし、関係性によってはもっと高額の場合もあり、お互いの話し合いで決めていただいていますというように答えています。今回は、前回の利用調整会議の後の反省で価格表示があると良いという意見があり、実際も売買希望額の情報がなかったため、希望額があるものについては提示が必要なのではないかと考えています。また、相場についても人によって考え方が異なるので、過去 3 年の取引実績について、最低・最高・平均の額を参考までに提示しようと事務局では考えました。</p>
唐澤喜廣委員	私は良いと思えます。
有賀晴彦委員	そういうことであれば、平均や今までの実績を出してみても良いかと思えます。
議長	それを表示するかどうかですね。
唐木義秋委員	文字にはしない方が良いかと思えます。
議長	<p>基本的には委員さんも事務局も数字は把握していますからね。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局では、ホワイトボードに記入することを考えていたが、各委員より「文字による提示は避けるべき」との意見が多く、当日は農業委員のみに手持ちの資料を出すことで了承。
議長	<p>◆農業者との意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より「農地の利用集積」をテーマとしたフリートークの実施案を提示し、協議を依頼。
唐澤喜廣委員	<p>説明の通りですが、ご意見ございますか。農地の利用集積についてをテーマとするようですが、意見交換会をやってみようということです。</p> <p>農地集積などという難しい話ではなく、日頃から思っていることを、村に対する要望などをフランクに出してもらおう方が良いと思えます。</p>
議長	その方がざっくばらんで難しくなく、その中で利用集積の話も出てくれば、その方向で話し合えるかとも思えます。
事務局長	<p>集積の関係につきましては、今後、農業委員会でも取り組まなければならないテーマですので、この意見交換会をそのヒントを得る機会と捉えていただければと思えます。</p>
	◆農業委員会・農政係からの情報提供について

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報があれば、紙ベースで提供する予定。 ◆相談コーナーについて <ul style="list-style-type: none"> ・利用調整会議の通知を送る際に、相談内容についてのアンケートを送ったらどうか、との意見があり、検討することで返答。
事務局 議長 委員	<p>③第7回農業委員会大会における要請決議（素案）に対する意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本で11月16日（水）に開催される予定の第7回農業委員会大会における、国や県に対する要請決議について、変更要望などの協議を依頼。 ・協議の結果、素案通りに進めていくように県へ回答することとする。 <p>④農地買受け借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各希望について、資料を示し説明。 ・各委員へ、希望者がいれば情報提供を依頼。 ・委員内で情報交換をする。
事務局 議長 委員	<p>⑤農地貸付け売渡し希望について（別添資料）</p> <p>貸付・売渡希望 1件 6筆 貸付希望 1件 4筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付売渡の各希望について、説明。 ・各委員へ希望者がいれば情報提供を依頼。 ・委員内で情報交換をする。
事務局	<p>⑥期末旅行について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行プランの資料を提示。 ・各自でプラン資料を確認いただき、次回農業委員会総会にて、検討。 <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
事務局	<p>4 その他</p> <p>①農政情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について説明。 ・意見については、10月26日（水）までに農林水産省のホームページへ入力いただくよう案内。
事務局	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。

議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐澤喜廣委員より、青木村における太陽光発電施設建設に対する青木村農業委員会の農地転用許可判断について、10月1日付、信濃毎日新聞の記事が紹介された。 ・事務局より、南箕輪村再生エネルギー利用施設の建設等におけるガイドラインについて、資料を提供。
議 長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第28回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後5時00分終了)</p>

以上、第28回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年10月24日

議 長 高木繁雄

議事録署名委員 唐澤喜廣

議事録署名委員 丸山芳雄